

大井町中小企業信用保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は大井町の中小企業事業者が大井町中小企業小口資金融資（以下「資金融資」という。）を受けるために、神奈川県信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）に支払う信用保証料（以下「保証料」という。）を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 保証料の補助を受けることができる者は、次の各号のいずれの要件も備える者とする。ただし、町長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業事業者
- (2) 町内で1年以上継続して同一事業を営んでおり、かつ、今後も引き続き町内で当該事業を営む予定のある者
- (3) 町内に住所（法人にあっては、事業所の所在地）を有している者
- (4) 町税の納税義務者であって、町税を滞納していないこと
- (5) この制度による資金融資の保証人になっていないこと
- (6) 第8条第1項の規定により、補助金の返還を要する者については、町長が指定する期日までに返還済みであること

(補助の種類及び交付額)

第2条 補助の種類は、大井町中小企業小口資金融資に伴う信用保証料の補助とする。

2 補助金の交付額は、補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）が信用保証協会に払い込んだ保証料に相当する額とする。ただし、10万円を限度とする。

3 原則、借換えによる保証料の補助は認めない。ただし、借換え前の信用保証料補助額が限度額を満たしていない場合は、補助額を差し引いた金額の範囲内で補助を認めるものとする。

(補助金交付の申請)

第4条 申請者は、保証料を払い込んだ日から30日以内に、融資を受けた金融機関を経由して大井町中小企業信用保証料補助金交付申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類等の審査をし、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定をし、大井町中小企業信用保証料補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 申請者は、前条の補助金交付決定通知書を受領後、大井町中小企業信用保証料補助金交付請求書（第3号様式）により請求する。

2 町長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付する。

(変更の申請)

第7条 保証料の変更があった場合は、速やかに大井町中小企業信用保証料補助金変更交付申請書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかに審査等を行い、大井町中小企業信用保証料補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により当該申請者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部の取り消し、または既に交付した補助金の全額または一部を返還させることができる。

(1) 第7条の規定により、払い込んだ保証料が返還されたとき。

(2) 補助金を目的以外に使用したとき。

(3) 不正な方法により補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の補助金等の全部又は一部を取り消したときは、大井町中小企業信用保証料補助金取消通知書（第6号様式）により、補助金の交付の決定を受けた者に通知しなければならない。

3 町長は、補助金の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、大井町中小企業信用保証料補助金返還命令書（第7号様式）により、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要と認める事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。